県特別支援教育推進会議、市町村教育支援委員会（仮称）の役割及び関係図

資料４

県　教　育　委　員　会

（審議依頼）→

←（報　　告）

※　県特別支援教育推進会議

事　　務　　局	特別支援教育課
専 門 調 査 員	養護教育センター所員

≪役割≫

○　市町村教育委員会からの通知を受け、就学すべき特別支援学校名を記した就学通知を市町村教育委員会及び保護者等に送付する。
○　市町村教育委員会に対し、就学事務に関する助言を行う。
○　障がい児の就学先決定にあたっては、市町村教育委員会は第一義的な責任を持ち、県教育委員会は補完的な役割を果たす。

≪役割≫

○　市町村教育委員会から依頼のあった件（市町村教育支援委員会（仮称）の判断が著しく困難な者の就学相談）について、障がいの種類や程度、就学すべき場等を総合的な観点から判断し、県教育委員会に報告する。
○　市町村教育委員会から依頼のあった件について、一度実施に移された教育措置が妥当なものであったかどうかの調査、協議を行なう。
○　障がい児の就学相談の在り方や一般社会に対しての特別支援教育に関する啓発等について話し合う。
○　特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒の教育支援に関する指導助言を行う。

○　対象児童生徒の心理検査、行動観察、生育歴調査等を実施し、障がいの種類や程度の判断に必要な諸資料の収集及び整理を行う。

※県特別支援教育推進会議
平成１７年７月１４日施行

市　町　村　教　育　委　員　会

（諮　問）→

←（答　申）

市町村教育支援委員会（仮称）

≪役割≫

○　当該市町村に居住する児童生徒の障がいの状態や保護者等の要望等について、学校や関係機関等の協力を得ながら詳しく把握し、総合的な判断ができるよう関係資料を作成する。
○　作成した資料を添えて、市町村教育支援委員会（仮称）に諮る。
○　市町村教育支援委員会（仮称）での判断に基づき、就学相談及び保護者、学校と合意形成を図る。
○　市町村教育支援委員会（仮称）の判断が難しく困難な者については県特別支援教育推進会議に判断を依頼し、その結果を踏まえて、就学先を決定していく。
○　特別支援学校への就学を認定した者（認定特別支援学校就学者）の氏名を県教育委員会に通知する。

≪役割≫

○　適正な就学相談を行うために、必要に応じて調査、観察等を実施し、障がいの種類や程度、就学すべき場等について総合的な観点から判断し、就学の見通しを立てる。
○　一度実施に移された教育措置が妥当なものであったかどうかの見直しをする。
○　障がい児の就学相談の在り方等について検討したり、地域社会に対しての特別支援教育に関する啓発を行なったりする。

校　内　委　員　会

小　学　校・中　学　校

校　内　就　学　指　導　委　員　会